

日本赤十字社沖縄県支部 日赤安謝福祉複合施設

安謝特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、日本赤十字社社会福祉施設規則及び特別養護老人ホームの設備運営基準（平成12年6月7日厚生省令第100号第7条（以下「法」という）に基づき、安謝特別養護老人ホーム及び併設の（介護予防）短期入所生活介護事業（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態の高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス又は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

（施設の目的及び運営方針）

- 第2条 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 3 施設は、利用者の心身の機能維持・回復とともに、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、在宅介護生活の安定につなげるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 安謝特別養護老人ホーム

所在地 那覇市安謝2丁目15番2号

（職員の職種・員数及び職務の内容）

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

（2）医師 1名（非常勤）

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

（3）生活相談員 2名以上（常勤）

生活相談員の職務は、入退所における面接手続き事務等と利用者のサービス提供に関すること、苦情や相談等に関することとする。

(4) 看護職員 3名以上(常勤)

看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。

(5) 介護職員 35名以上(常勤)

介護職員は利用者の日常生活の支援を行う。

(6) 管理栄養士 1名 (常勤)

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上(常勤)

機能訓練指導員の職務は、利用者に対し、日常生活を営むのに必要な心身機能の維持向上及び機能減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上(常勤)

介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

(9) 事務員 1名以上(常勤)

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(勤務体制の確保)

第5条 施設は、利用者に対し適切なサービス提供を行うことができるように従業員の勤務体制を定める。

2 施設は、従業員に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(利用定員)

第6条 施設は、利用定員を105名とする。

2 その内、特別養護老人ホームの定員100名、併設の短期入所生活介護の定員は5名とする。

3 前項に定めるほか、特別養護老人ホームの入居定員の範囲内において入院等をした利用者の居室を利用して指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

4 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

(内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際してあらかじめ入所申込者又は家族に対し、契約事項の説明、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得る。

（施設サービス計画の作成）

第8条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、おかれている環境等の評価を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づいて、当該利用者に対するサービスの提供にあたる従業者と協議の上で、施設サービス計画書の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者又は、家族に対して説明、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービス提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

（介護及びサービス内容）

第9条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭をさせる。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。
- 5 前各項のものの他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、利用者に対しその負担により当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 7 レクリエーション及び行事等においては、事業計画（別紙）において実施するものとする。

（食事の提供と栄養管理、栄養ケア計画の作成）

第10条 食事の提供は、管理栄養士を配置し、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うものとする。なお、食事時間については、重要事項説明書に記載する。

- 2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

- 3 管理栄養士は、利用者の栄養状態を把握し、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、摂取・嚥下機能着目した、食形態にも配慮した栄養ケア計画の原案を作成する。
- 4 管理栄養士は、栄養ケア計画の原案について、利用者に対して説明、同意を得なければならない。
- 5 管理栄養士は、栄養ケア計画の作成後においても、サービス提供にあたる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、栄養ケア計画の実施状況の把握を行うとともに利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて栄養ケア計画の変更を行う。

（機能訓練）

第11条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

上記の訓練は、機能訓練室における訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事等を通じた機能訓練を含むものでことを十分に配慮し行う。

（健康管理）

第12条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

（利用者の入院期間中の取扱い）

第13条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。なお、入院に関する事項は重要事項説明書に記載する。

（相談及び援助）

第14条 常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与）

第15条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代行する。

- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（利用料の受領及び利用料その他の費用）

第16条 施設は、法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は前項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 居住費又は滞在費

1日あたり 第4段階：915円

第2段階～第3段階：430円

第1段階（生活保護受給者等）：0円

- (2) 食費：特別養護老人ホーム

1日あたり 第4段階：1,445円

第3段階②：1,360円

第3段階①：650円

第2段階：390円

第1段階：300円

食費：（介護予防）短期入所生活介護

1日あたり 第4段階：1,445円（朝395円 昼550円 タ500円）

第3段階②：1,300円

第3段階①：1,000円

第2段階：600円

第1段階：300円

- (3) 特別な食事の提供を行った場合の費用

- (4) 理美容代

- (5) 前号に掲げるものの他、サービス提供において供与される便宜のうち、日常生活において通常必要とされる費用であって、その入所者に負担させられることが適当と認められる費用。

- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

- 4 前各号に掲げる費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない。

（短期入所生活介護事業の送迎地域）

第17条 通常の送迎の実施地域は、那覇市及び浦添市の一部区域とする。

（受給資格等の確認）

第18条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認する。

- 2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第19条 施設は、入所の際に要介護度を受けていない入所申込者について、認定申請が行われているかどうかを確認し、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は要介護認定の更新が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行う。

（入所）

第20条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

（退所）

第21条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(利用に当たっての留意事項)

第22条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

2 飲酒は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

3 利用者は、生活環境保全のため、施設内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力頂きます。

4 利用者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(ハラスメントの防止対策)

第23条 施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

2 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該施設職員、取引先業者の方、ご利用者及びその家族などが対象となります。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関の連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等に措置を講じます。

(従業者の禁止行為)

第24条 従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為(ただし、看護職員・機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く)
- (2) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳等の預かり
- (3) 利用者または家族の金銭、物品、飲食の授受

- (4) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (5) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為
- (6) 他事業所、またはその従業者に対しての金品等の利益供与

(入退所記録の記載)

第25条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(緊急時等の対応)

第26条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第27条 施設は非常災害に備えて、消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第28条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、棟が業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるように努める。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討

する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（事故発生時の対応）

第30条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村（保険者）・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をする。

（認知症ケア）

第31条 施設は、職員へ認知症等の利用者へ適切なケア、サービス提供するための措置を講ずる。

(1) 認知症ケアに関する検討

(2) 認知症ケアに関する研修及び資格取得の推進

（身体拘束）

第32条 認知症等により、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待の防止）

第33条 認知症及び入所者の人権の擁護・虐待の防止等のための措置を講ずる。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(秘密の保持)

第34条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設の職員でなくなった者（退職者）についても正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を、利用者の家族に関する情報を提供する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情の処理)

第35条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(地域との連携)

第36条 施設は、その運営に当たっては地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

(協力医療機関等)

第37条 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に

係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）に届け出ること。

- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとします。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとします。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとします。

（記録の整備）

第38条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する次の事項に定める記録を整備し、その完結から5年間は保存する。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、またはその複写物を交付するものとする。
 - （1） 施設サービス計画又は（介護予防）短期入所生活介護計画
 - （2） 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - （3） 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - （4） 市町村への通知に係る記録
 - （5） 苦情の内容等の記録
 - （6） 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（掲示）

第39条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

（その他運営に関する留意事項）

第40条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

平成17年10月1日改正

平成18年	4月1日改正
平成19年	9月1日改正
平成21年	4月1日改正
平成24年	4月1日改正
平成25年	4月1日改正
平成27年	4月1日改正
平成27年	4月1日改正
平成30年	2月1日改正
令和 4年1	2月1日改正
令和 6年	8月1日改正